

(平成24年4月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月

国民年金の昭和48年5月分が未納となっているが、国民年金保険料はその都度、A市役所の窓口で納付しており、金額は当時700円であった記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び還付整理簿によると、昭和49年10月24日に申立人の47年11月から48年5月までの7か月分の国民年金保険料が還付されているものの、申立人のB社での厚生年金保険被保険者資格取得日は47年11月27日、資格喪失日は48年5月1日であることから、本来保険料を還付する必要のない申立期間についてまで還付処理がされていることが確認できる。

また、上記の還付と同日に国民年金保険料が還付されている昭和48年9月から49年3月までの申立人の厚生年金保険被保険者期間については適切な還付処理がされていることから、申立期間については、行政側の不適切な事務処理による誤還付により未納となっていたと考えられる上、当該期間は任意加入被保険者として国民年金の被保険者となれる期間であり、保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、この期間については納付済期間とする必要がある。

さらに、申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から50年2月まで

結婚する頃に両親から20歳から年金が納めてある証拠なので大切に保管するようにと年金手帳を受け取った。実家の母親と私の二人分の国民年金保険料を集金人に定期的に納付していたので、6年以上も未納期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和53年12月頃に払い出されており、この時点で国民年金被保険者資格を43年10月3日まで遡って取得したものと考えられることから、申立期間は未加入期間であり、申立人に対して国民年金保険料の徴収は行われなかったものと推認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の母親は、昭和49年2月頃に再開5年年金に加入し、遡って納付ができる45年6月から48年9月まで一括納付していることが推認できることから、申立内容が不合理である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとするその両親は既に亡くなっており、ほかに関係者の証言も得られないなど申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、現在所持している年金手帳以外に別の年金手帳を受取ったことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで  
昭和59年10月頃に自分で国民年金の加入手続を行って以降は、夫の国民年金保険料と併せて金融機関の口座から引き落としていたにもかかわらず、自分の年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を口座振替で納付していたとする申立人、その夫及び義父に係る申立期間当時の預金口座の出金記録を確認したが、申立期間に係る保険料を納付していたことは確認できなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月頃に払い出されていたと推認できる上、同年5月に国民年金保険料を口座振替で納付することをA町に依頼していることから、申立期間に係る保険料は口座振替で納付することはできない。

さらに、申立人は申立期間直前の昭和59年10月から60年3月までの期間に係る国民年金保険料を61年12月22日に過年度納付しているが、申立人は納付書で保険料を納付したことは無いとしているなど記憶が曖昧である。

加えて、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付状況について、関係人の証言を得ることができない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から同年11月までの期間、54年4月、60年3月及び平成3年8月から4年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月から同年11月まで  
② 昭和54年4月  
③ 昭和60年3月  
④ 平成3年8月から4年10月まで

転居と転職を何度もしているが、元妻がその都度加入手続して銀行か役所で納めているはずである。年金事務所に調査をお願いしたが、いつも同じ返事なので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居や転職した都度、申立人の元妻が国民年金の加入手続をして銀行や役所で国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人自身はその加入手続及び保険料納付に関与していない上、加入手続を行ったとする申立人の元妻から証言が得られないため、当時の状況は不明である。

また、申立期間①から④までの期間は国民年金の未加入期間であり、A市からの国民年金保険料の徴収は行われなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、国民年金手帳の交付を受けた記憶も無いと述べており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から60年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から 60 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで

昭和 49 年 4 月の結婚と同時期に、社会保険事務所（当時）の方だと思いが、自宅に来られ国民年金への加入を勧められたので、時期ははっきりしないうが、妻がA市役所で加入手続を行った。金額や納付方法などははっきり覚えていないが、妻が当月分と2年前の1か月分の計2か月分の夫婦二人分の保険料を一緒に払った後も、引き続き夫婦一緒に二人分の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 6 月頃に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認され、その時期を基準とすると、申立期間①は時効により国民年金保険料が納付できない期間である。

申立期間②について、当時、申立人の妻が昭和 60 年度及び 61 年度の過年度の国民年金保険料を夫婦一緒に納付したと述べているところ、保険料納付に係る記憶が明確ではない上、A市の国民年金被保険者名簿納付記録によれば、当該期間の夫婦の保険料納付日及び納付期間等から、夫婦は交互に国民年金保険料の納付を行っていたことが確認でき、そのほとんどの納付期間等が相違していることから、その妻が申立期間②の保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料納付状況について、関係者の証言も得られないことから、申立期間の保険料を納付していたことを推認できない。

さらに、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を行ったとする申立人の

妻の記憶が明確ではないことに加え、その妻は、申立人が現在所持している1冊の年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から59年12月まで  
昭和49年4月の結婚と同時期に、社会保険事務所(当時)の方だと思いが、自宅に来られ国民年金への加入を勧められたので、時期ははっきりしないうが、自分がA市役所で加入手続を行った。金額や納付方法などははっきり覚えていないが、自分が当月分と2年前の1か月分の計2か月分の夫婦二人分の保険料を一緒に払った後も、引き続き夫婦一緒に二人分の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、当時の加入手続及び保険料の納付状況等について記憶が明確ではない。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月頃に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認され、その時期を基準とすると、申立期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間である。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係者の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できないほか、申立人は現在所持している2冊の年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から8年5月まで  
平成8年7月2日にA社会保険事務所(当時)へ3号特例の関係で出向いた際、2年前まで遡って国民年金保険料を27万円から28万円まとめて納付し、年金手帳に資格記録の記載もしてもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、平成8年7月2日にA社会保険事務所へ出向き、申立期間の保険料を納付したとする状況についての記憶が明確ではない。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金第3号特例措置の受付及び相談を行っていたA社会保険事務所及びB市のコミュニティセンターで、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更及び被保険者記録の訂正の手続をした記憶は無いと述べているが、申立人の同市の国民年金被保険者名簿によれば、処理年月日が平成8年11月1日となっており、申立人が現在所持する年金手帳にも国民年金被保険者記録が同市のゴム印の訂正印により訂正されていることが確認できる上、オンライン記録によれば、同年11月14日が処理年月日となっていることから、当該手続は同市で同年11月頃に行われたと推認でき、同所に出向いた時には、申立期間は国民年金第3号被保険者期間である。

さらに、申立人が、国民年金保険料を納付したとする平成8年7月2日に、A社会保険事務所を受け取った「被保険者記録照会(資格・納付Ⅲ)」の申立期間に係る保険料の納付記録は、国民年金第3号納付期間としての記録であり、申立期間は、第1号被保険者として保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

加えて、国民年金保険料の納付状況について、関係者の証言も得られないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを推認することは困難

である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から同年10月までの期間、60年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から同年10月まで  
② 昭和60年9月及び同年10月

年金の支払をしないと60歳になって年金をもらえないと思っていたので、会社を退社すると必ず国民年金に加入した。支払忘れの保険料は、後日必ず支払っていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が明確でないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月頃に払い出されており、その資格取得日はA社の退職日である同年2月28日(厚生年金保険被保険者資格喪失日は、退職日の翌日)となっており、申立期間①は未加入期間で国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間②については、昭和60年4月に申立人が厚生年金保険被保険者となったため、同年8月に同年4月及び同年5月の国民年金保険料が還付されており、申立人も還付を受けた記憶はあると述べているが、その翌月に国民年金への切替手続を行った記憶については明確でなく、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られない上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 1 日から 16 年 6 月 29 日まで

A社での申立期間の標準報酬月額は、59 万円から 9 万 8,000 円に下げられている上、給与は未払であった。勤務実態はそれ以前と同様の勤務であったので、申立期間の標準報酬月額を申立期間前の記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てている。しかしながら、当時の同僚は、「平成 15 年 5 月頃から経営状態が悪化して副社長であった申立人の給料を下げたことを事業主から聞いている。」と回答している。

また、申立人は、A社の申立期間における給料は、未払であったと供述しているところ、B町の保管する申立人の「平成 15 年分及び 16 年分の所得・課税証明書」によると、給料支払額は 0 円と記録されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額の記録は、遡及して引き下げられているなどの不自然な形跡は見当たらない。

加えて、A社は解散しており、当時の資料等は保管されておらず、事業主から回答は得られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで

A社B事業所に勤務していた時は、厚生年金保険の第三種被保険者であった。C社に昭和 57 年 5 月 1 日付けで正社員として入社した折、社長本人が第三種被保険者として加入手続をすると約束してくれたので、安心していた。しかし、社会保険事務所（当時）での年金裁定請求手続時に、申立期間について第三種被保険者ではないことに初めて気付いた。第三種被保険者の料率で厚生年金保険の保険料を控除されていたので、申立期間の年金記録を第三種被保険者期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、C社に勤務していた同僚及び事業主の供述から、申立人が、当該期間に同社において継続して坑内作業に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同じ昭和 57 年度にC社に入社して、厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は 4 名いるが、全員が第一種被保険者として記録されており、そのうち、2 名は坑内作業員として勤務していたと供述していることから、当時同社では坑内作業に従事していた者全員を一律に第三種被保険者として届出をしていないことがうかがえる。

また、坑内作業員であったが、第一種被保険者として取り扱われた期間がある旨を回答した 5 名の同僚には、いずれも給料明細等の資料が無く、坑内作業員（第三種被保険者）の料率で保険料が控除されていたことを確認できない。

さらに、C社の事業主は、「当社は採掘に携わったのではなく、坑内外の清掃、レール敷き、レール修理及び土砂運搬等の雑土木作業が主な請負業務であり、坑内外業務に同じ作業員が従事していたため、坑内外業務とも、賃金は同一であった。当時の雇用状況、厚生年金保険の適用状況及び賃金に関する資料は一切保存されておらず、死亡した当時の事務担当者が、どのような折に、種別変更をしていたかは不明であり、種別どおりに厚生年金保険料を控除していたか、はっきりと分からない。」と供述している。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を第三種被保険者として事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年頃  
② 昭和 56 年頃  
③ 昭和 61 年頃  
④ 平成 3 年頃

申立期間①について、A社は外国製掃除機を販売する会社で、私はアポインターとしてB支社に勤務し、同支社で成績がトップとなって表彰された。

申立期間②について、私は、C店でパートとして勤務し、製品のラベル付けや袋入れの仕事をしていた。同部門は、事業主の息子が責任者だった。売出しの時は商品をたくさん売ったので、社長からお礼をもらったことがあった。

申立期間③について、D社（現在は、E社）では、アポインターとして1日5、6時間、3年から5年間ほどパートとして中小企業の事業主へ融資の電話をしていた。当時の事業所はF市G町のH店の角を西へ2軒目のビルの2階にあった。

申立期間④について、I社は学習教材を販売する会社で、私はアポインターとして勤務し、J支社トップとなってK市の本社で表彰されたことがあった。同社では、姓がLの時とMの時の2回勤務した。

調査の上、申立期間①から④までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社で勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人は申立期間①を昭和56年頃と申し立てているところ、A社は59年2月3日に厚生年金保険の新規適用となっている上、申立人が同社で表彰された際に撮影された表彰式の写真は1990年（平成2年）にプリントされたものであることがその裏面から確認できるほか、申立人は、同社からもらった表彰盾に記載されている日付は平成2年3月11日であると供述して

いる。

また、事業主は、「正社員は社会保険に加入手続をしたが、アポインターはパート、アルバイトだけだった。アポインターは仕事が長続きしなかったので、入社後6か月ほどしてからでないと社会保険に加入させていなかった。申立人が勤務していた記憶が無いので、勤務期間は短期間だったと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録で確認できる被保険者記録の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は確認できない。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間②について、申立人はC店で勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てしているところ、同店は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できないが、申立人が記憶する事業所の場所、事業内容及びN社の元従業員の供述から、申立てに係る事業所は、同社のO部門と考えられる。

しかしながら、N社で昭和56年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「N社のO部門は、私が入社した昭和56年頃から当時の社長の息子さん夫婦2人で始め、仕事が忙しくなるまでは私を含め3人だけだった。」と供述しているほか、61年7月1日に資格取得し、同社のO部門に勤務していた同僚は、「自分が勤務した後に、申立人が勤務するようになったと思うが、勤務期間の記憶は無い。」と供述している。

また、当時の事務担当者から、「パート勤務者は出入りが激しかったので、社会保険に加入させていなかったと思う。」との回答がある上、N社は平成14年3月1日に社会保険の適用事業所でなくなっており、事業主は病气療養中のため申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録で確認できる被保険者記録の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は確認できない。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間③について、申立人はD社で勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人は勤務した事業所はF市G町にあったと申し立てしているところ、D社の商業登記簿謄本によると、同社P支店は同市Q町から同市G町へ平成4年11月21日に移転したことが確認できる上、当時の同僚は、「私は昭和63年頃から平成7年頃までD社P支店に勤務した。申立人とは、私が同社を退職する1、2年前からG町の事業所で一緒に勤務し、私の退職後も申立人は勤務していた。」と供述している。

また、D社で申立人と同じアポインターとして勤務していた同僚から、「D社P支店での勤務期間中は、給与から厚生年金保険料の控除は無かったため厚生年金保険の被保険者期間となっていない。」と供述している。

さらに、E社に問い合わせたところ、当時の資料は無く、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間④について、申立人はI社にはLとMの姓の時の2回勤務したと申し立てている。

しかしながら、申立人の戸籍謄本により、平成4年9月1日から6年4月21日まではM姓と確認できるものの、当該期間は雇用保険の記録により、他事業所の記録が確認できる。

また、当時の事業主は、「アポインターは個人代理店のような形だった。報酬は、契約1件ごとについて支払い、一律10パーセントの源泉徴収をしていた。社会保険には加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、事業主及び同僚の記憶が曖昧であり、これらの者から、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A社には、昭和 51 年 1 月 31 日まで勤務した。同日も 18 時まで勤務した後、経理担当者から給与を受け取り、厚生年金保険料は同年 1 月分まで支払済みなので、同年 2 月から国民年金に加入するよう伝えられた。厚生年金保険の資格喪失日を退職日の翌日である同年 2 月 1 日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 1 月 31 日までA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人のA社に係る雇用保険の離職日は、昭和 51 年 1 月 30 日であることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合している。

また、A社のオンライン記録において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 251 名（健康保険番号\*番から\*番まで）の資格喪失日について調査したところ、申立人と同様に月末の資格喪失者は 31 名おり、そのうち複数の同僚が月末まで同社に勤務していた旨の回答をしている。

さらに、A社は既に事業を廃止しており、事業主は、「当時の担当者は死亡し、資料の保存は無い。」と回答していることから、申立期間の保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人と同時期にA社に勤務した複数の同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。